

・事業の内容

平成8年度の地域保健推進特別事業（国10/10）を受けて行った。
事業の主な概要は、以下の4点に要約される。

(1) 全国のS.E.事件の調査報告（事件詳報）を収集・分析する。

- ・食中毒事件録（昭和61年～平成5年）、病原微生物検出情報（平成8年1月号まで）により、昭和61年(1986)から平成7年(1995)の10年間のS.E.関連の食中毒事件録をデータベース化する。
- ・このデータベースをもとに全国の都道府県、保健所政令市に該当事件に対する調査記録の写しを送付依頼する。

(2) Salmonella enteritidis菌の微生物学的検討

- ・サルモネラ菌の特徴として、乾燥に強いと言われている。この性質から二次汚染がS.E.食中毒発生に大きく関与していると仮説をたてた。そこで、S.E.菌による二次汚染を想定した実験計画を立てた。

(3) Salmonella enteritidisに関する文献や情報を食品衛生の分野だけでなく、幅広い分野から収集し課題を探る。その上で、鶏卵の生産から消費にいたるルートの調査を行う。

- ・S.E.事件は、世界的にも鶏卵の関与が疑われており、S.E.食中毒に対する総合的なサルモネラ対策には、保健所の食品衛生の情報だけでなく、農林畜産部局の知見、対応を知ることが不可欠であると考えた。

(4) 上記の結果に基づき、総合的なS.E.食中毒の対策を考える。

- ・対策は、食品衛生以外の担当部局とも連携し、行政横断的な対応を進めてゆく。

(調査の目的)

本事業を計画した経緯は以下のとおりである。全国的にS.E.食中毒が多発し注意を払っていたにもかかわらず、桑名保健所では2年の間に3件の食中毒の発生をみた。それぞれの調査結果はその後の食品衛生指導に生かしてはいるが、全国の状況をみるとS.E.対策は従来の食品衛生指導の延長では限界があるのではないかと思われた。

しかし、食品衛生行政の末端である保健所では入ってくる情報に限界があり、全国の情報ほとんど入手不可能である。全国的な発生状況は、食品衛生協会（厚生省監修）の全国食中毒事件録があるが、これは2年遅れである。また、病原微生物検出情報(国立予防衛生研究所発行)は速報で情報は早いですが、情報提供は都道府県の衛生研究所の協力であり、全国のすべてというわけではなく、また、広域事件では重複して報告をされている。また、これらは事件の原因の記載が少なく、保健所で食品保健行政に携わる者にとっては情報量が不足

しており業務への利用価値はかならずしも高くない。

そこで、全国の都道府県および保健所政令市に『生の情報』をもらうことを考えた。『生の情報』とは、全国の保健所で食中毒と断定した疫学調査と微生物検査などである。しかし、それぞれ忙しい業務の中で過去のデータを出してもらうことになるため相手方の配慮は必要と思われた。そこで、先の全国食中毒事件録と病原微生物情報からS.E.関連の事件録をコンピュータにてデータベース化し、これを都道府県および保健所政令市毎にリストアップし、発生日月日順にソートの上、その他、患者数、喫食者数、原因施設・・・をプリントアウトしたものをそれぞれの照会先に添付し、相手担当者が書類の検索をしやすいように心がけた。本年は、O157が全国的にも多発した年であったため、照会先の食品衛生担当部局は多忙をきわめており、結果的にこの方法は良かったと思われた。また、多忙の中で協力を頂いたという責任も重く感じた。

また、(2)の実験は、限られた情報の中でも二次汚染と思われる事件の割合が想像以上に多い印象を持ったことから計画した。これは、サルモネラの細菌学的特性から考えても十分あり得ることであり、飲食店や大量調製施設の指導にも役立つと考えた。とかく『S.E.事件は鶏卵が原因』と短絡的に考えてしまいがちであるが、すべてがこれで説明できるわけではなく、基本的な調理環境の清潔がおろそかになっているのではないかと推測をした。今までは腸炎ピブリオ全盛時代であり、サルモネラと比較すれば、ピブリオの好塩性という性質から調理環境からの細菌の除去は比較的容易であったと思われる。食品衛生指導もピブリオ対策を中心に行っていた感が強かったことも反省される。

さらに、(3)については次のように考えた。鶏卵は日本人の食生活には欠かせない食材であり、これを食品衛生の側のみから考えるのは限界がある。つまり、鶏卵の生産側の立場も充分理解した上で、双方が協力しあって初めて消費者の安全が守られると思われた。鶏卵は現在のところ付加価値をつけにくい商品であり、種鶏業者、生産農家、GPセンター、流通業者など多くの手を経て消費者のもとに届く。また、これらに関係する行政も多岐にわたり立場が変われば見方も変わる。そこで、S.E.に関する情報を多方面から集め複眼的な視野を養った上で、鶏卵の生産現場の実際を自分たちの目で確認する。

そして、最終的には、それぞれ鶏卵に関係する者たちがお互いに『消費者に安全な卵を』という共通の目標に向けて、共通の土台に立って対応を考えて行くきっかけを創ることを目標として設定した。さらに、本事業は、腸炎ピブリオ全盛の時代からサルモネラ、O157など新しい時代に対応した食品衛生行政の展開を意図するものであり、地域保健法施行後に研究・調査機能や企画・調整機能を求められている新しい保健所の目指すべき方向性を模索するものである。